

今年の集団申告は3月11日(金)です!

民商は50年以上に渡って、3・13重税反対全国統一行動を行ない、納税者の権利を主張してきました。

今年は3月13日が日曜日になるため、3月11日(金)が統一行動になります。

今回は駅東口広場にて集会を行なった後、デモ行進はせず、間隔をあけて小牧税務署へ移動し、集団申告を行う予定です。

所得税の申告・納付期限は3月15日(火)、消費税の申告・納付期限は3月31日



(木)です。この日を過ぎてしまうと無申告扱いになり、高額な無申告加算税や延滞税を払うことになります。

早めの申告相談会に参加し、3月11日は自らの手で小牧税務署に確定申告書を提出しましょう。

3月11日(金)午前9時45分より
小牧駅 東口広場にて

※新型コロナウイルス感染症の広がりで
緊急事態宣言が発令されたなどの場合は
予定を変更します

尾北民商
ニュース

2022年
2月7日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

今年は一律の申告期限延長はありません! (2月1日現在)

確定申告書は早めに作成しましょう。コロナ禍は続いています。前年と異なり、今年は確定申告の期限を延長するためには、個別の申請と税務署長の許可が必要になります。



新型コロナウイルスの影響で申告期限の延長が必要となる人は、一度民商にご相談ください。

申告・納付等の期限の個別延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付等ができなかった場合、税務署長に申請し、その承認を受けることにより、個別延長の適用を受けることができます。

その場合、理由がやんだ日から2か月以内が期限になります。(税務署長が指定)

相談会には「消費税インボイス制度の実施中止を求める請願」と「憲法改悪を許さない全国署名」を集めて来てください!

確定申告が必要な税法上の業者で、一年の売上が1000万円に満たないために消費税の納税義務がない者が免税業者です。

建設業の一人親方や各種フリーランス、ウーバーイーツなどでの単発契約者など、現在日本の免税業者は個人・法人合わせて500万者と推計されます。

2023年10月にインボイス制度が施行されてしまった場合、免税業者は課税業者との商取引から排除されるか、取引先から消費税分の天引を要求されます。

国は免税業者160万者が、法的権利である「免税」を「放棄」し課税業者になると試算しています。

現実になれば、残る340万者の中から100万単位で

倒産・廃業が出てもおかしくありません。建設やITなど、小規模免税業者に外注することで回っていた業界が、丸ごと機能不全になる恐れもあります。

消費税は私たちの生活費に課税する、不公平で憲



法違反の税です。インボイス制度は消費税を納める経済的余裕のない、小規模業者を狙い撃ちにした許されない制度です。

私たちが平和に暮らす権利を守るため、2つの署名にご協力ください。